

○ 国土交通省告示 第千五百九十五号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の規定に基づき、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十八日 国土交通大臣 赤羽 一嘉

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

略

別表第一 0510 の項の次に次のように加える。

0511	電子雷管 (爆破用のものであって、延時秒時をプログラム可能なもの)	DETONATORS, ELECTRONIC programmable for blasting	火 薬 類	-	1.1	B	-	-	-	-	P131	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0512	電子雷管 (爆破用のものであって、延時秒時をプログラム可能なもの)	DETONATORS, ELECTRONIC programmable for blasting	火 薬 類	-	1.4	B	-	-	-	-	P131	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0513	電子雷管 (爆破用のものであって、延時秒時をプログラム可能なもの)	DETONATORS, ELECTRONIC programmable for blasting	火 薬 類	-	1.4	S	-	-	-	-	P131	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	SP347

略

別表第一備考 10 の表 SP392 の項の次に次のように加える。

SP393	ニトロセルロースは、危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」付録 10 のベルクマンユンク試験又はメチルバイオレット試験の要件に適合するものであること。当該「試験方法及び判定基準」第 I 部 13.2 節タイプ 3(c)の熱安定性を判定する試験を実施する必要はない。
SP394	ニトロセルロースは、危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」付録 10 のベルクマンユンク試験又はメチルバイオレット試験の要件に適合するものであること。

略